

# 平成 27 年度 第 1 回 総合教育会議

平成 27 年 4 月 24 日（金）  
午後 1 時 30 分から 3 時まで  
県庁本館 4 階議会特別会議室

## 次 第

### 1 開会

- (1) 知事あいさつ
- (2) 教育長職務代理人あいさつ

### 2 議事

- (1) 総合教育会議の運営方法等について
- (2) 今年度の協議事項について
- (3) その他

### 3 閉会

#### <配布資料>

資料 1 静岡県総合教育会議の運営方法等(案)

資料 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 総合教育会議に関する部分の抜粋

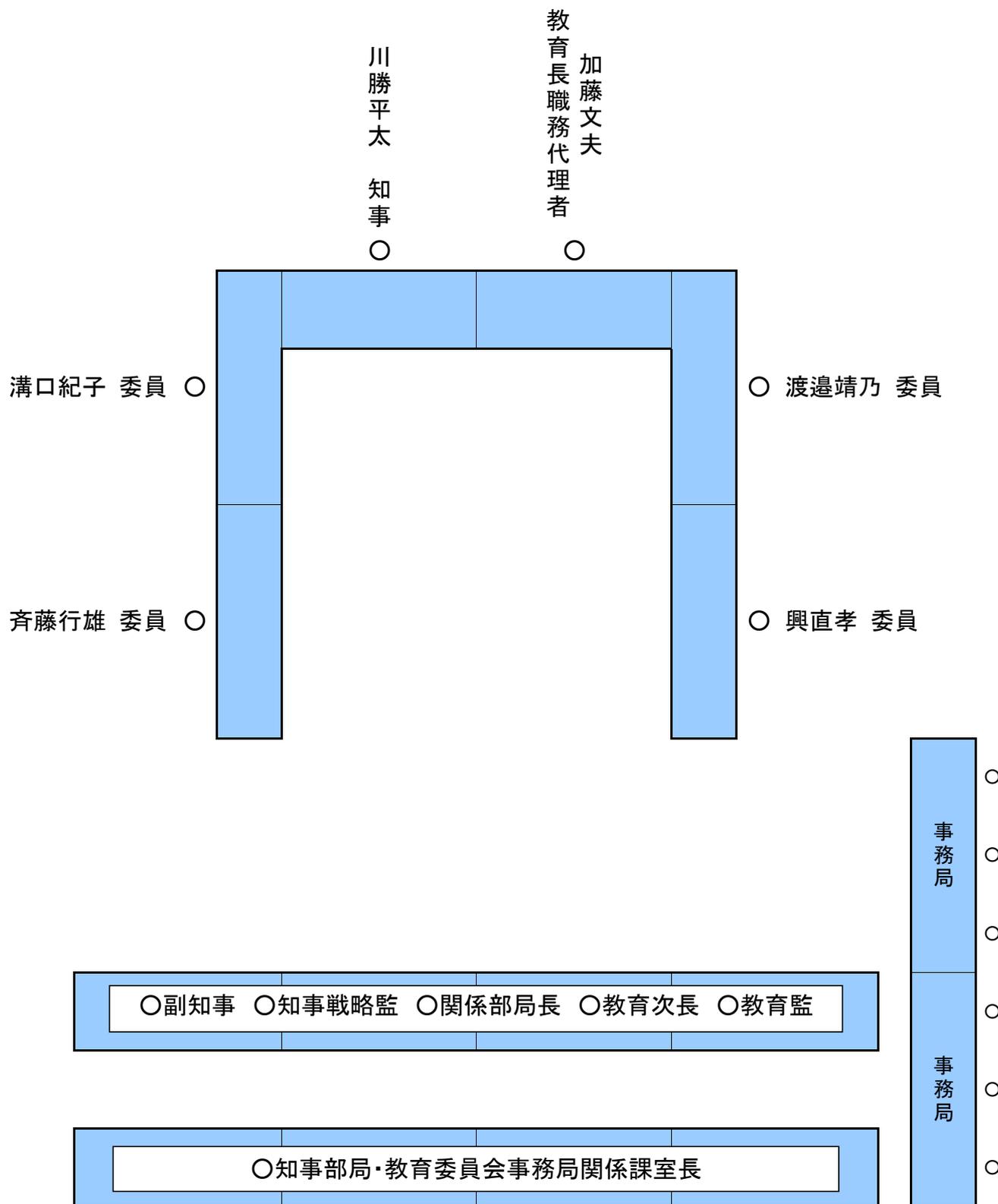
資料 3 静岡県総合教育会議運営要綱 (案)

資料 4 静岡県総合教育会議における協議事項(案)

参考資料 地域とともにある学校づくりに向けての提言

# 第1回 総合教育会議 座席表

日時：平成27年4月24日(金) 午後1時30分～3時00分  
場所：県庁本館4階議会特別会議室



## 静岡県総合教育会議の運営方法等（案）

---

### 1 要 旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、知事は、静岡県総合教育会議を設置し、本県における社会総がかりでの教育に向けた取組を推進する。

### 2 会議の概要

#### (1) 目的

教育に関する予算の編成・執行や条例提案など重要な権限を有している地方公共団体の長と教育委員会が十分な意思の疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図る。

#### <協議事項>

- ア 大綱の策定に関する協議
- イ 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、  
学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- ウ 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害  
が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき  
措置

#### (2) 構成

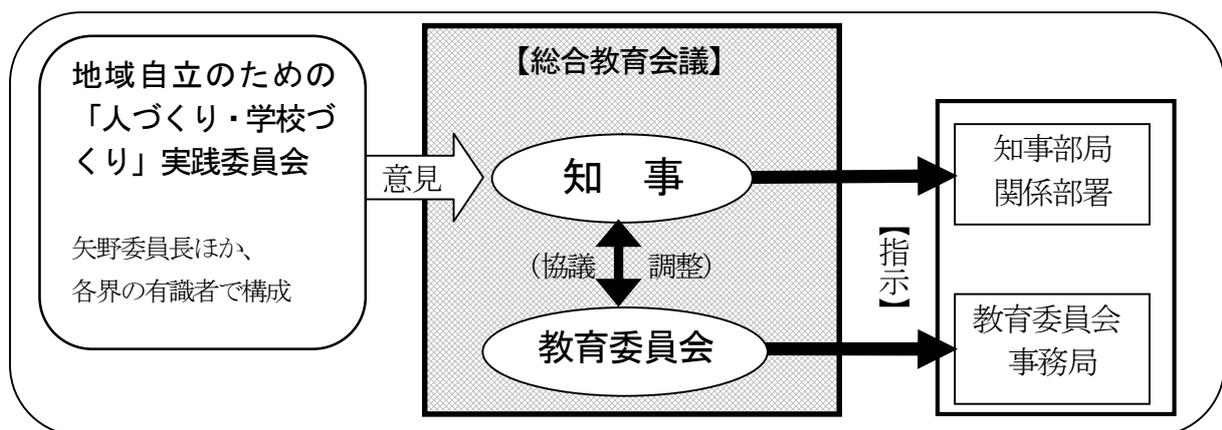
地方公共団体の長と教育委員会で構成

### 3 今後の進め方(運営要綱抜粋)

- (1) 知事は、会議を招集し、その座長となる。
- (2) 会議は、原則として公開する。
- (3) 会議の事務局を文化・観光部総合教育局総合教育課に置く。

### 4 総合教育会議に関連する取組

総合教育会議における協議をより社会全体の意見を反映したものとするため、様々な分野の有識者による「地域自立のための『人づくり・学校づくり』実践委員会」を設置し、総合教育会議に先立ち、会議で協議し、調整する議題等について、知事が実践委員会から意見をいただく。



### 5 年間スケジュール(予定)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
総教育会議	4/24 ● 会議		● 会議			● 会議			● 会議			● 会議
実実践委員会		★ 委員会			★ 委員会			★ 委員会		★ 委員会		

## 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)

### 総合教育会議に関する部分の抜粋

(総合教育会議)

第一条の四 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

- 一 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- 二 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

2 総合教育会議は、次に掲げる者をもつて構成する。

- 一 地方公共団体の長
- 二 教育委員会

3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。

4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

5 総合教育会議は、第一項の協議を行うに当たつて必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。

8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

## 静岡県総合教育会議運営要綱（案）

（趣旨）

第 1 条 静岡県総合教育会議（以下「会議」という。）の議事の手続その他会議の運営に関し必要な事項は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号。以下「法」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（会議）

第 2 条 知事は、会議を招集し、その座長となる。

2 知事は、会議を招集しようとするときは、教育委員会に対しあらかじめ日時、場所、議題その他必要な事項を通知するものとする。

（会議の公開）

第 3 条 会議は、公開する。ただし、次の各号に掲げる場合は、座長は出席者に諮って会議を非公開とすることができる。

(1) 個人の秘密を保つため必要があると認めるとき。

(2) 会議の公正が害されるおそれがあるとき。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、公益上必要があると認めるとき。

2 前項ただし書きの規定により会議を非公開とする場合には、座長は、傍聴人及び座長が指定する者以外の者を退場させなければならない。

3 傍聴の手続、傍聴人の守るべき事項その他傍聴に関して必要な事項は、別に定める。

（議事録）

第 4 条 知事は、会議の終了後、遅滞なく、議事録を作成するものとする。

2 議事録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 出席者の氏名

(3) 議事内容

（議事録等の公開）

第 5 条 会議の議事録及び配布資料は、第 3 条第 1 項の規定により会議を非公開とした場合を除き、これを公開する。

2 前項の公開の方法は、一般の閲覧に供するとともに、インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 9 号の 5 イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用する方法その他の方法によるものとする。

（事務局）

第 6 条 会議の事務局を静岡県文化・観光部総合教育局総合教育課に置く。

（補足）

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、知事が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 24 日から施行する。

## 静岡県総合教育会議傍聴要領（案）

### 1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻までに受付を済ませ、事務局の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は先着順で行います。定員になり次第、受付を終了します。

### 2 傍聴に当たって守るべき事項

傍聴者は次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴すること。発言、拍手その他の方法による可否の表明等をしないこと。
- (2) 会場内での飲食、喫煙はしないこと。
- (3) 会場内での写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、座長の許可を得た場合はこの限りではない。
- (4) その他、会議の支障となる行為はしないこと。

### 3 秩序の維持

- (1) 傍聴者は係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が2の規定に違反したときは、退場していただく場合があります。

静岡県総合教育会議における協議事項（案）

教育における地方創生に向けて

◎ 「教育の大綱」策定に係る協議

- ・ 地方公共団体の長は、教育基本法第 17 条第 1 項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の**教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱**を定めるものとする。（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 3 第 1 項）
- ・ 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、**総合教育会議において協議**するものとする。（同法第 1 条の 3 第 2 項）

○ 重点的に講ずべき施策に係る協議＜例＞

- ・ 教職員や高校生の国際化
- ・ 実学の重視
- ・ 大学と大学院の充実
- ・ 人材バンク

## 地域とともにある学校づくりに向けての提言

### 1. 取組の方向性

- 学問・スポーツ・文化芸術の素養をバランスよく身に付ける（文・武・芸の「三道鼎立」）とともに、豊かな徳を兼ね備えた、静岡県の掲げる「有徳の人」の育成を目指す。
- 地域の子どもの教育には地域が一丸となって取り組むという「地域とともにある学校づくり」の推進により、教員の多忙化の解消を図るとともに、学校を中心に地域の絆を深め、地域全体の教育力の向上につなげる。

### 2. 具体的取組

#### （1）コミュニティ・スクール導入促進

- コミュニティ・スクールの導入を目指す学校・地域を対象として、組織や運営体制づくりの支援（コミュニティ・スクールディレクター配置などの人的支援をはじめ、導入から定着への継続的な支援）をするとともに、学校支援地域本部事業を引き続き推進する。

- ・ 県や市町からの支援に当たっては、地域・学校種に関わらず、どの学校においても実施可能であるという環境が整備されることが重要。
- ・ 一方的に、地域が学校・子どもたちを支援するという関係ではなく、学校と地域との双方向の関係という視点が必要。

#### （2）文武芸の三道鼎立

- 静岡県の部活動を支える地域資源（人・もの・こと）の活用を推進する。人材バンクの構築と周知及び、運動・文化・芸術施設等の利用促進を図る。

- ・ 部活動の指導が教員の負担となっている面もあることに鑑み、外部指導者の活用を通し、地域による部活動支援を促進。
- ・ 文化・芸術分野の人材を含め、人材バンクの活用が有効。その際、指導者としての資質をどのように測るか、検討が必要。

### (3) 静岡らしさの具体化

- 富士山学習・地域防災活動等、静岡という地域固有の題材を中核として、学校・教育委員会と多様な機関・団体との協働による「静岡らしさ」を発揮した地域とともにある学校づくりを推進する。その際、学校単位の枠を超えた地域としての取組の在り方を検討する。

- ・ 各地域において、どのように学校と地域を融合させていくのか、例えば、学力向上、キャリア教育、地域学の推進などの具体的な方向性を、学校の枠を超えて打ち出していくことが必要。
- ・ 地域といっても静岡県は広く、学校の規模や事情が異なっているという視点、また、既に県内各地で地域に根ざした様々な関係団体や仕組が機能しており、これらをうまく活用するという視点が重要。

### (4) 関係者の意識啓発

- 地域とともにある学校づくり推進のための学校管理職を対象とした研修を充実させるとともに、学校運営に参画する保護者・地域住民を対象とした研修等を実施する。

- ・ スムーズな運営のために、学校運営協議会の委員、学校ボランティア、学校職員等にも研修が必要。また、「地域は学校を応援したい」という認識を、受け入れる学校側の職員が持つことも重要。
- ・ 学校内外で双方向の関係を構築するとともに、「地域とともにある学校づくり」の取組に関わる者が「やりがい」や「達成感」を感じられる方法を継続させていくことが必要。

### (5) 優れた教育実践の情報発信

- 各取組の実践の成果・課題を検証するとともに、県内でフォーラムを開催し、コミュニティ・スクールや学校支援地域本部、また両者の一体的な取組などの教育実践を積極的に情報発信する。

- ・ 個々の取組をさらに発展させるためには、開発型の調査の実施や、学力や生徒指導の様子などにおける具体的な成果・課題の検証が重要。
- ・ 県内の先行地域や県外の先進地域における実践を、子どもたちの成長をPRしながら発信していくことが有効。

### 3. 今後の検討課題

以下の事項については、社会総がかりの教育をさらに推進していくため、引き続き検討していくこととする。

- 部活指導の地域化の推進に向け、学校単位の枠にこだわらず、地域単位で動く仕組みをどのように構築していくか。
- 子どもたちの潜在的な力を伸ばしていくため、また、問題を抱える子どもたちを大人たちが協力してサポートしていくため、地域の優れた人材が子どもたちと接する機会をどのように増やすか。
- 優れた外部指導者を確保するため、各指導者の質をどのように保証していくか、また、指導者への謝金はどうあるべきか。
- 外部指導者の人材バンクの中の充実のため、年齢や性別、国籍にとらわれず、どのように幅広い協力を得ていくか。特に、豊かな教養や経験、哲学をもつ定年退職者からどのように協力を得るか。
- 大学生の地域貢献を促進するため、こうした活動が単位に位置づけられるよう、各大学にどのように働きかけるか。
- 学校の授業でも、放課後児童クラブでも一方的に教えられるだけで、無気力・無関心に陥っている子どもが増えている現状に鑑み、行き場のない子どもたちの居場所をどのようにつくっていくか。

平成27年3月16日

「地域とともにある学校づくり」検討委員会